

令和5年度 岐阜県地方改善促進審議会 議事要旨

- 1 日 時 令和6年2月19日（金）14時00分～15時15分
- 2 場 所 岐阜県議会棟 大会議室
- 3 議題
 - (1) 会長選出
 - (2) 会長職務代理者の指定
- 4 報告事項
 - (1) 令和5年度部落差別（同和問題）解消に向けた啓発活動等について
 - (2) 令和6年度同和対策関係予算（案）の概要について
 - (3) インターネット上の人権侵害への対応について
- 5 報告事項に関する質疑、発言要旨

（委員） 私たちも、一般市民や学生さんに、人権の大切さを理解いただき、人権救済について自分の問題として考えていただけるよう努力しているが、なかなか効果的にうまくいった、良くなったという実感が持てない状況である。SNSを中心とした人権侵害、同和問題に対する理解のない書き込み等が続いている状況であり、今後さらにいろんな工夫をしながら、自分の問題として同和問題を理解し、少しでもその解消のため自分でできる努力をしていただく重要性はますます高まっている。

資料1で、それぞれの講演等について、どのような効果があったか、どういう意見を持って帰られたかというアンケートを企画していたかどうか。その結果、次の年度に向けてどのような啓発について考えているか、教えていただきたい。

資料3で、令和5年の法務局への削除要請の依頼が8件あるが、今年は削除がゼロになっているのはなぜか。過去の例に比べると削除又は閲覧できなくなった件数の割合が違うので、何か事情等があるか、今後、数が変わってくるか、併せて教えていただきたい。

（事務局） アンケートでは、「これまで人権に触れることがなかったが、こういった機会を通じて自分自身のことを見直すきっかけになった」や「家に帰ってから家族に今日聞いた話をしたい」、また「人権はちょっととっつきにくいし、わかりにくい、特にLGBTなど新たな人権課題については、まだよくわからない」といった感想もあった。

これからの改善点として、講演会に来る方は非常に意識も高いが、初めてパネルを見て、そこで人権を考える方も結構おられ、いかにあまり意識を持っていない方に人権意識を持ってもらうことが大事だと考えている。人権フェスティバルは商業施設で実施し、いろんな催し物や啓発グッズなどを出しながら、人権問題について考えてもらい、多くの方にアンケートに答えていただいた。農業フェスティバルもたくさんの来場者があるイベントであり、そ

の機会をとらえ、人権ブースを通った方にアンケートや啓発物品を配布し、人権意識を持ってもらう機会とした。これらはあまり意識を持ってない方に啓発ができる機会となっており、ひとつのきっかけとして、非常に有効であったと思う。

生き合い講演会2023では、参加者に振り返りシートの記載をお願いしており、参加者のおよそ86%からアンケートを回収している。「部落差別（同和問題）について関心や理解が深まりましたか」との問いに、およそ84%が「大変深まった」又は「深まった」と回答があり、また、「今後、講演会の参加を契機として、何か行動しようと思いましたが」との複数回答での問いに、「講演会のテーマを職場や家庭地域等に広めたり話し合ったりしたい」が53%、「講演会のテーマについて、もう少し知識を深めたり、勉強してみたい」が42%となっている。「特に行動するつもりはない」は7%程度であり、関心を持って参加いただいた方には、一定の啓発効果があったと考えている。

行政職員向けの人権問題研修会でも、参加者のうち84名からアンケートの回答をいただき、「部落差別（同和問題）について理解が深まりましたか」との問いに、およそ90%程度から「大変深まった」又は「深まった」との回答があった。

その他の意見では、もう少し講演時間が長い方がいいのではないかとの意見もあり、時間をしっかり取って実施をすることも課題である。また、毎年同じ方が参加される傾向もあり、昨年と違う方、あまり人権問題に関心を持っていなかった方も幅広くに参加いただけるような企画の工夫も課題と考えている。

資料3で、令和4年度までと比べ、削除の状況が違ふとのことについては、今年度、法務局に削除要請依頼はしているが、法務局で検討、確認していただいた上で、法務局からその掲示板の管理者、あるいはプロバイダー事業者等に削除要請されるため、対応に一定程度時間がかかっているものである。

なお、昨年度までのものは6割から7割ぐらい削除されたり閲覧できなくなっており、一定程度効果があがっている。これは昨年度、YouTube等を運営するグーグル社が、同和地区等を動画で撮影しているサイトを一斉削除したということがあり、そうした影響もあり、削除済みがかなり増えている。

(委員) ネットで悪質な中傷をしている方は、削除要請により投稿等が消されたことを知ることがない。消された理由や、その問題の大切さをどうやってそうした関心のない方たちに伝えていくか。削除することは大事だが、一方では、そういった投稿する人の行為を罰するとか、人として駄目なことだと知ってもらうような働きかけをしていかないといけない。

ネットの中傷防止の条例化で、佐賀県が1年前、県条例をつくっているが、岐阜県は条例をつくる準備はあるか。

(事務局) 岐阜県においては、直ちに条例までいっていないが、他県へ照会をかけたたり、市町村へ意見を聞いたりして、研究を進めているところ。

佐賀県は、いわゆる人権全般の条例ではあるが、様々な人権分野がある中でインターネットの誹謗中傷については、特に条文で規定をしたものとなっている。また、大阪府では、「インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」があり、最近条

例改正されたことも承知している。国においても、プロバイダ責任制限法の改正が予定されており、迅速な削除など、プロバイダの責務として取り組んでいただくことも聞いている。

県においては、そうしたこともしっかり研究したい。人権全般の条例や、大阪府のような個別条例もあり、今ある条例との関係の整理といったことも考える必要があり、いろんな条例のあり方についても、しっかり研究をして参りたい。

(委員) 条例に向けて、今いろいろ調べているという説明をいただいた。ぜひ県民の皆様にも、岐阜県は何をやっているのかと思われぬように、途中でも県がそういう取り組みを始めているという情報を出していただきたい。

岐阜県パートナーシップ宣誓制度が去年9月1日からスタートし、関市でも女性カップルにパートナー証明書が出されたと報道されている。性による差別をなくしていこうという取り組みであり、このことをもう少し説明いただきたい。また、関市など県内の状況についても説明をお願いしたい。

(事務局) いろんな行政のサービス、公営住宅や、病院で病状を聞くといったことなど、通常家族であれば受けられるサービスが、同性パートナーの場合受けられず困っているという状況がある。望む人がパートナーシップ宣誓し、その関係を証明するカードを提示することで、パートナーであることがすぐわかるというものである。

県内の状況は、関市、海津市が先に導入している。パートナーシップ制度を各市町村で導入すると、その市町村のみ有効となり、他市町村では使えないということがあるが、県が導入すると岐阜県全域が対象となり、市町村が個別に導入しなくても、県の証明書を使って、県内であればどこでもいろんなサービスが受けられることになる。

県としては、市町村に証明書提示でいろんなサービスを家族と同じように扱っていただけるようにお話し、民間でも保険の受け取りや、銀行のローン合算などもあり、丁寧に一つずつ説明し、利用できるサービスのホームページへの公開を進めているところ。

(委員) 県が動くことで、各市町村が動くだろうというニュアンスで受け取ったが、各市町村も窓口はいっぱいあり、実際の窓口職員ひとりひとりに徹底していないと、後からこういう発言があったとか、届け出したらこんな対応があったということが出てくる。

県は、チェックするというか、それぞれ市町村ではどんなことをやっているか、1年経ったがどうかと追跡してほしい。それから、市町村の研修をきちっとやってもらいたい。よく問題になるのは、管理職ではなく、窓口の職員が関心がないからわからない、そうですか、という感じの対応で、当事者がすごく戸惑い、傷つくということがある。ぜひ今後、市町村のチェックをやっていただくことをお願いしたい。

(事務局) 市町村で提供できるサービスを増やしていかないといけない。市町村のチェックということでは、市町村に定期的に照会を出し、他の市町村がこんなサービスをやっていることが分かるようにしている。サービスをホームページに常に公開しており、引き続きサービスの数を増やしていきたい。

また、職員の意識ということで、研修は非常に大事だと考えている。LGBTや性の多様性をテーマとした市町村職員研修を今年度も実施しており、引き続き研修をして参りたい。

(委員) 条例の問題で他府県の動向を見てとのことだが、条例をつくるということを前提に調べていくのか、まわりのことを調べてこれから判断するのかお聞きしたい。東海3県では、愛知県と三重県はできており、岐阜県はまだまだ遅れているのではないか。各市町村でも、県ができれば考えとか、回りの動向を見ている。やはり県が早めに結論を出し、条例をつくるならつくる方向で進んで欲しい。

人権だより92号に本人登録型の通知制度が載っているが、何のためにつくったのかという説明を少し補足してほしい。何のためこの制度をつくったか、皆さんご存じか。本籍を暴き、その出身者だということを調べ上げ、就職、結婚、あらゆる差別をされていた事実があったから、制度導入の全国的運動が展開された。その結果、ほとんどの市町村で導入されたが、例えば3年間で登録が消え、また再登録が必要になるということもあり、期限をなくすように変えた市町村もある。この問題もまだまだ、より効力あるシステムに変えていく必要がある。

裁判で、出自を暴き、氏名を暴くと差別につながるという、差別されない権利が認められたことは本当に大きな進歩である。

そのようなことも踏まえ、人権に関するあらゆる差別をなくすという意味で、条例をつくっていく必要があると、これからの課題として申し上げる。

(事務局) 条例については、真剣に研究して参りたい。

本人通知制度については、登録の方法や窓口が書いてあるだけという指摘かと思うが、今後の広報、研修において、なぜこういう制度が必要なのか、つくったのかということをお聞きしたい。